

各 都 道 府 県 知 事
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 市 長
（ 人 事 担 当 課 扱 い ）

） 殿

復興庁統括官

平成31年度における東日本大震災被災団体への人的支援について（依頼）

東日本大震災による被災団体への人的支援については、各地方公共団体において、厳しい行財政状況の中、職員の派遣や被災地へ派遣することを前提とした任期付職員の採用等、積極的に対応いただき、深く感謝申し上げます。

発災から間もなく7年9月を経過しますが、地震・津波被災地域においては、2020年度までの復興の総仕上げに向けて復興の加速化に取り組んでおり、福島県における原子力災害被災地域においては、避難指示区域の解除に応じて復興・再生に向けた動きが本格的に始まっていることから、いずれも当分の間、多数の職員の応援が必要とされております。

加えて、産業・生業の再生や、被災住民の住環境の変化による健康問題やメンタル面での不安等、復興のステージに応じた新たな課題に対応していく必要性も生じています。

このため、11月9日に開催された政府主催全国都道府県知事会議においても、復興大臣から、被災団体への職員派遣等の依頼を行ったところです。

また、総務省・厚生労働省・国土交通省および水産庁からも、下記の通知が発出され、協力が依頼されております。

については、被災団体の窮状を御賢察いただき、被災団体への積極的な人的支援に、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

記

（総務省通知）

- ・「平成31年度における東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震被災市町村に対する市区町村職員の中長期（復旧・復興事業）の派遣について」（平成30年12月7日付総行公第168号総務省公務員部長通知）
- ・「平成31年度における東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震被災市町村に対する都道府県職員の中長期（復旧・復興事業）の派遣について」（平成30年12月7日付総行公第169号総務省公務員部長通知）
- ・「平成31年度における東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震被災市町村で働く意欲のある市区町村の元職員等の情報提供について」（平成30年12月7日付総行公第170号総務省公務員部公務員課長通知）

（厚生労働省通知）

- ・「平成31年度における東日本大震災被災市町村への保健師派遣の協力依頼について」（平成30年12月7日付健健発1207第2号厚生労働省健康局健康課長通知）

（国土交通省通知）

- ・「東日本大震災に係る市街地復興に関する人的支援の継続実施依頼について」（平成30年12月7日付国都安第83号・国都市第85号国土交通省都市局都市安全課長・市街地整備課長通知）
- ・「平成30年7月豪雨等被災市町村への土木系職員派遣の協力依頼について」（平成30年12月7日付国水防第369号国土交通省水管理・国土保全局防災課長通知）

（水産庁通知）

- ・「平成31年度における東日本大震災被災市町村への漁港関係職員派遣の協力依頼について」（平成30年12月7日付30水港第2105号水産庁漁港漁場整備部整備課長通知）